

営業秘密の保護強化について

(我が国重要技術の流出防止に向けて)

平成 26 年 9 月
経 済 産 業 省

目次

1. 情報漏洩の現状

1－1	我が国における重要技術の流出事例	・・・	1
	（参考1）諸外国の状況	・・・	2
1－2	技術流出の態様	・・・	3
1－3	技術流出事例増加の背景	・・・	4
1－4	我が国企業における営業秘密管理の状況	・・・	5

2. 「オープン・クローズ戦略」

2－1	技術の秘匿化の重要性	・・・	6
2－2	「オープン・クローズ戦略」	・・・	7
	（参考3）特許情報のグローバルな交換	・・・	8

3. 今後の課題

3－1	営業秘密保護-「知的創造サイクル」の再構築	・・・	10
	（参考4）不正競争防止法における営業秘密保護	・・・	11
	（参考5）営業秘密保護法制の沿革	・・・	12
3－2	営業秘密の保護強化-今後の対応の全体像	・・・	13
3－3	今後の対応① 営業秘密保護のための官民での戦略の検討	・・・	14
3－4	今後の対応② 営業秘密管理指針の改訂	・・・	15
3－5	今後の対応③ 営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備	・・・	16
	（参考6）企業における営業秘密管理対策（イメージ）	・・・	17
3－6	今後の対応④ 制度整備の検討（主な検討事項）	・・・	18
	（参考7）米国・EUの営業秘密保護に向けた取組	・・・	19
	（参考8）営業秘密侵害に係る刑事・民事制度の各国比較	・・・	20

1-1 我が国における重要技術の流出事例

重要技術の流出事例が増加

新日鐵住金vsポスコ(韓)

【対象技術】

高機能鋼板(方向性電磁鋼板)の製造プロセスに関する技術

※注 新日鐵住金によれば、26年をかけて開発したもの。

【漏洩ルート】

1987年頃から2008年頃にかけて、日本人従業員(当時4名)が、被告側と共謀の上、当該技術を不正に開示。

【民事訴訟】

不正競争防止法に基づく賠償請求(1000億円。2012年4月)

【その他】

韓国ポスコから中国宝山鉄鋼への技術流出に関する韓国の刑事裁判において、ポスコの元従業員が、ポスコの技術ではなく、新日鐵住金からポスコが盗んだ技術を漏えいしたと陳述したことが契機。

※注 原告側の主張(報道等)

東芝vsSKハイニックス(韓)

【対象技術】

NAND型フラッシュメモリの製造に係る技術。

【漏洩ルート】

2008年、東芝の提携企業であるサンディスク社の日本人元技術者Xが、当該営業秘密を無断で複製し韓国の半導体メーカーのSKハイニックスに開示。

【民事訴訟】

不正競争防止法に基づく賠償請求等(1100億円。2014年3月)。

【刑事】

平成26年3月、日本人従業員1名を逮捕(警視庁)

※原告側の主張(報道等)

近年の主な技術漏えい事例

問題となった時期 (起訴時期等)	漏洩企業(漏洩情報)	流出先	対応
2007年	デンソー(産業ロボット・エンジンの図面等)	企業への流出なし	刑事告訴:起訴猶予
2007年	ニコン(可変光減衰器(VOA)用部品)	在日ロシア人?	刑事告訴:起訴猶予
2011年	三菱重工業(原発プラントの設計情報・防衛装備品情報)	(サイバー攻撃)	
2012年	ヤマザキマザック(工作機械(旋盤)の図面情報)		刑事訴訟(一審判決:懲役2年、執行猶予4年 罰金50万円)
2012年	新日鐵住金(方向性電磁鋼板技術)	ポスコ	民事訴訟(約1000億円の賠償請求中)
2012年	ヨシヅカ精機(自動車用エンジン部品等を製造するプレス機の設計図)	中国企業	刑事告訴(懲役2年、執行猶予3年、罰金100 万円)
2014年	東芝(NAND型フラッシュメモリの製造技術)	SKハイニックス	刑事訴訟(現在公判前整理手続) 民事訴訟(約1100億円の賠償請求中)
2014年	日産自動車(自動車の販売計画等)	いすゞ自動車	刑事告訴(処分保留)

(出典)経産省作成(各種報道等による)

(参考1) 米国・韓国における状況

米 国

経済スパイ法による判決事例

摘発時期等	漏洩企業 (漏洩情報)	流出先
2005年	G M 社 (ハイブリッド電気自動車の開発に関する文書)	ミレニアム・テクノロジーズ・インターナショナル社(中)
2006年	トランスメタ社 (マイクロプロセッサの設計用のプログラム研究開発計画に関する文書等)	スーパービジョン社(中)
2006年	グッドイヤー社 (タイヤ組立て機械の設計)	ワイコ社
2009年	ボーイング社 (スペースシャトルや戦闘機などの航空・軍事技術)	企業への流出なし 中国出身従業員(エンジニア)
2011年	フォード社 (車両独特の性能試験方法等)	中国企業
2011年	カーギルダウ社 (有機肥料の材料に関する営業秘密)	中国の大学
2011年	モトローラ社 (第2世代携帯電話技術)	サン・カイセンス社(中)
2012年	デュボン社 (パラアラミド・ファイバーの製造過程及び技術)	コロン社(韓)
2012年	デュボン社 (二酸化チタンに関する営業秘密)	パンガン社(中)

出典：経済産業省「諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究報告書」(2014)
知的財産協会「国際知財制度研究会資料」

より抜粋

韓 国

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律による判決事例

摘発時期等	漏洩企業 (漏洩情報)	流出先
2004年	韓国企業A (プラズマディスプレイパネルの技術情報)	台湾企業B
2005年	菓子メーカー (菓子の製造方法)	韓国企業C
2007年	韓国企業D (ニットテープ製造機械の設計図面等)	韓国企業E
2007年	韓国企業F (自動車自動変速機技術)	中国企業G
2008年	韓国企業H (亜鉛精錬工法の技術)	オーストラリア企業I
2009年	韓国企業J (真空乾燥装置及び度厄供給装置に関する技術)	韓国企業K
2009年	LG電子社 (エアコン工場の配置図面)	中国ベンチャー企業L
2010年	韓国企業M (両開き冷蔵庫の製造技術)	中国企業N
2010年	韓国企業O (3D技術)	中国企業P
2011年	韓国企業Q (回路図、品質管理に関する資料)	韓国企業R
2011年	韓国企業S (医薬品原料製造技術)	中国企業T
2012年	サムスン社 (ディスプレイの技術情報)	中国企業U
2012年	韓国企業V (船舶部品の設計技術)	中国企業W
2013年	家電メーカー (ロボット掃除機に関する営業秘密)	中国企業X

出典：特許庁「韓国における営業秘密保護に関する実態調査」(2014)より抜粋

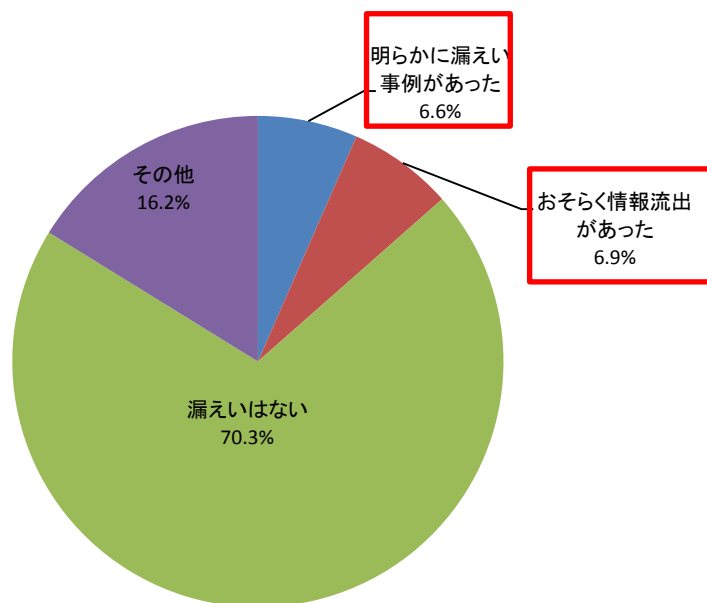
※2010年までの5年間の技術流出被害額は369兆ウォン(36.9兆円)とされる

(出所：韓国特許庁、国家情報院産業機密保護センター調査)

1-2 技術流出の態様

多くは内部者が介在。サイバー分野にも警戒が必要

人を通じた情報の漏洩の実態

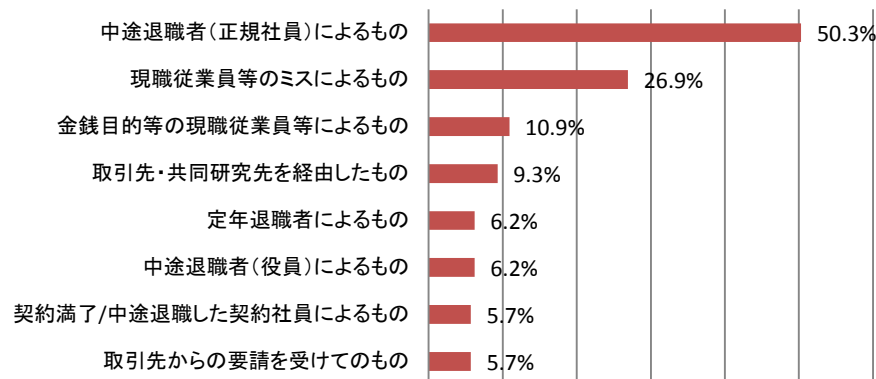


注1)「漏えいはない」と回答した企業のうち約3割は、漏洩が起こっていない要因について「特に何もしていない」ことを理由として挙げている。

注2)「明らかに漏えい事例があった」には、「明らかに漏えい事例があった」と「おそらく情報流出があった」の双方に「あった」と回答した企業を含んでいる(0.9%)

(出典) 経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査より (回答約3000社)

情報漏えい者



(出典) 経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査より (回答約3000社)

情報漏洩件数の推移

年度	件数
2009年度	103件
2010年度	528件
2011年度	653件
2012年度	623件
2013年度	543件

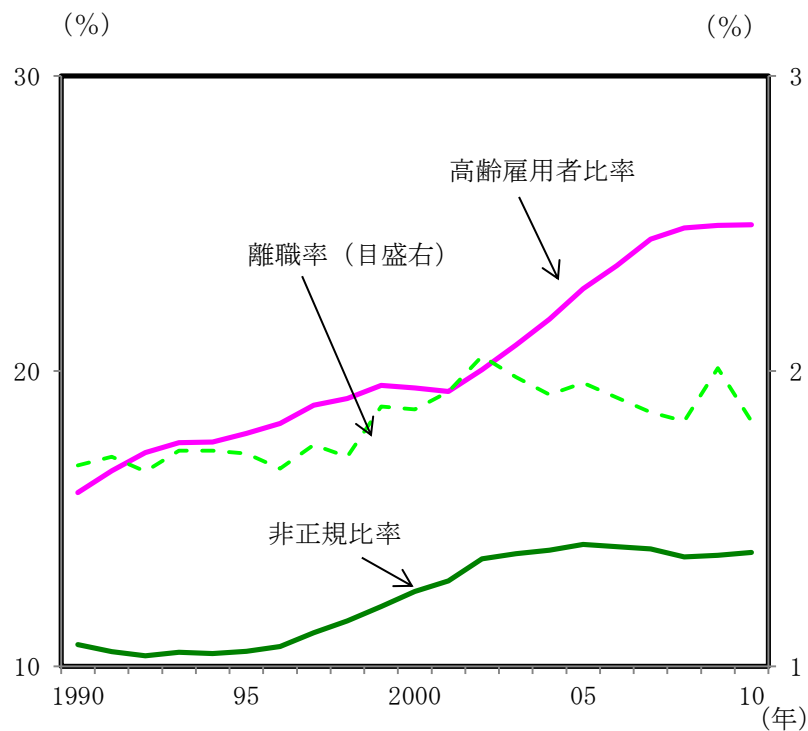
※Webで公開されている報道のうち、情報漏洩事件数を集計したもの
※2009年度については9月末以降からの集計

(出典) (三井物産セキュアディレクション「サイバーセキュリティ事件簿」HP

1-3 技術流出事例増加の背景

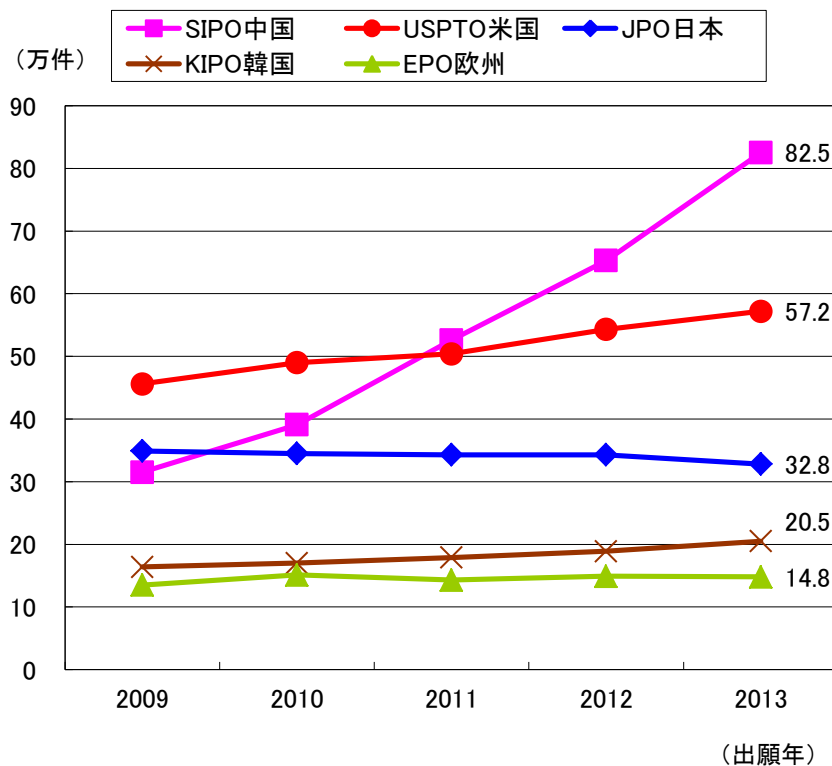
背景として、国内雇用環境の変化、新興国企業の先端技術ニーズの急拡大などが考えられる

日本の離職率等の推移



(出典:内閣府 平成23年度年次経済財政報告)

世界の特許出願件数

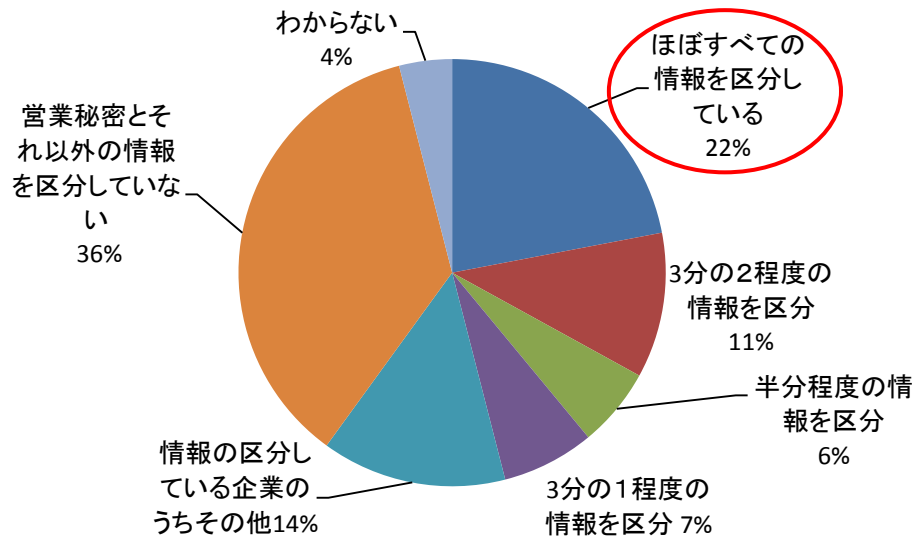


(出典:特許庁 特許行政年次報告書2014)

1-4 我が国企業における営業秘密管理の状況

営業秘密情報を一般情報からの区分している企業は約2割

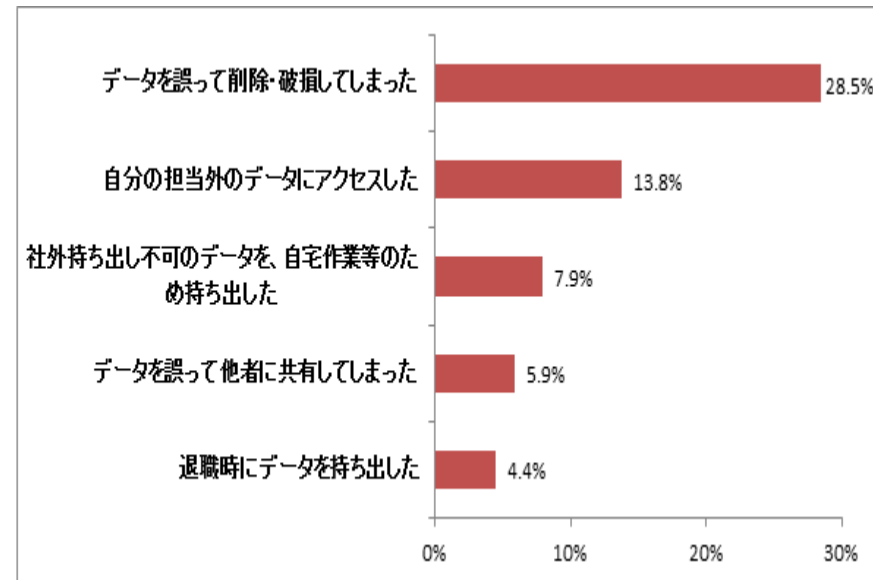
営業秘密情報の区分状況



(出典) 経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査 (回答約3000社)

業務データの取扱いの実態

従業員の8%が社外不可のデータの持ち出しを経験



(出典) トレンドマイクロ『企業における業務データ取扱い実態調査 2014』

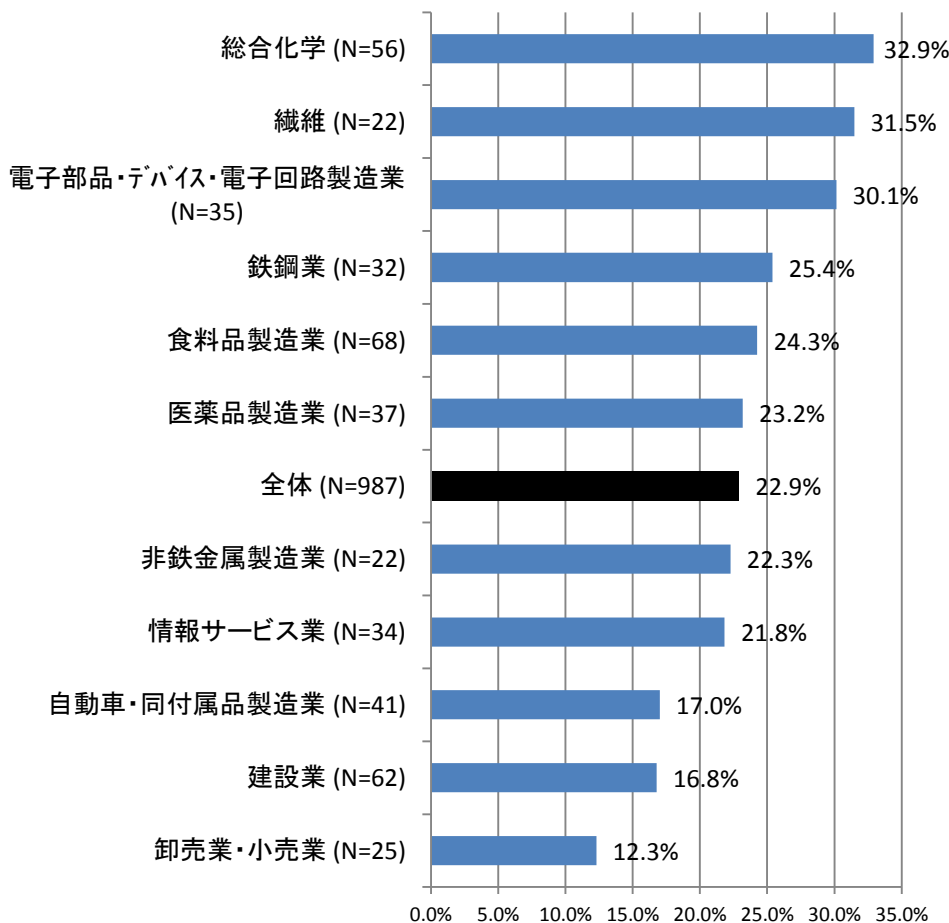
2-1 技術の秘匿化の重要性

コア技術など重要技術は(特許化せず)秘匿される傾向

分野	営業秘密のイメージ
電気・電子部品	フラットパネルディスプレイなどに用いられる電気・電子部品の低弾性、高耐熱性、熱伝導性を向上させることを目的とする絶縁材料の <u>副材料の種類、配合量、管理幅</u>
フッ素樹脂成形品表面処理方法	接着強度を高めるための <u>表面処理の方法</u> (溶液の選択・接触時間、その前後の放電処理の方法)
航空機材料の試験方法	金属部品の剪断強度試験における測定値の <u>ばらつきを減らす方法</u> (剪断強度を求める際の薄板材料へのパンチングの際の工夫)
日用品	製品特性上、すぐ破損しがちなプレス成形機の <u>金型強度の向上方法(金属材料の選定、表面処理方法)</u>
燃料電池用電極	電極基材、並びに <u>金属ナノ粒子(金)</u> 及び <u>触媒</u> などの構成方法
レースの図柄作成アルゴリズム	糸の張力を考慮した実際の編み柄図を画面上に表示する <u>シュミレーション機能</u>
とんかつ用ソース	ウスターソース、ケチャップおよびマヨネーズの <u>混合率</u>
電磁鋼板	磁性を効率的に向上させるための方向性電磁鋼板を製造する過程における <u>温度</u> や <u>加熱時の温度勾配</u> をコントロールする製造方法

主な業種のノウハウ・営業秘密比率

※特許化可能な技術的知識のうち、秘密として管理されているものを対象。



出典:『ノウハウ・営業秘密が企業のイノベーション成果に与える影響』
山内勇・古澤陽子・枝村一磨・米山茂美 文部科学省科学技術政策研究所
(2012)

2-2 「オープン・クローズ戦略」

技術特性や市場戦略等を踏まえた特許化-秘匿化の峻別が重要に

	特許化 (オープン戦略)	ブラックボックス化 (クローズ戦略)
メリット	・事前の審査を通じ権利の内容が明確となる。 ・登録等を通じ権利の存否が明確化。 ・一定期間、譲渡可能な排他的独占権を取得できる。	・保護期間の制限もなく、差別化を図れる。 ・自社の事業戦略の方向性が明らかにならない。 ・失敗した実験のデータ等の特許になじまないノウハウ等に適している。
デメリット	・出願内容の公開が前提であるため、開発動向を知られたり、周辺特許を取得される可能性等がある。 ・保護期間が満了したら、誰でも使用可能。	・他社の独自開発やリバースエンジニアリングにより、独占できなくなることがある。 ・適切な管理をしていないと法律による保護を受けない。

オープン・クローズ戦略のイメージ

PCIバス(PC内部の各パーツを結ぶデータ伝送路の規格)

○技術分野

MPU(マイクロプロセッサ)と外部機器とをつなぐPCIバス(データ伝送路規格)

○クローズ部分

PCIバスの内部技術

○オープン部分

PCの製造ノウハウを台湾などのメーカーに提供して低価格化を実現

デジタルカメラ

○技術分野

デジタルカメラ

○クローズ部分

画像処理回路、レンズ等の技術優位部分

○オープン部分

ファイルシステム規格の標準化によって利便性を高め、市場拡大

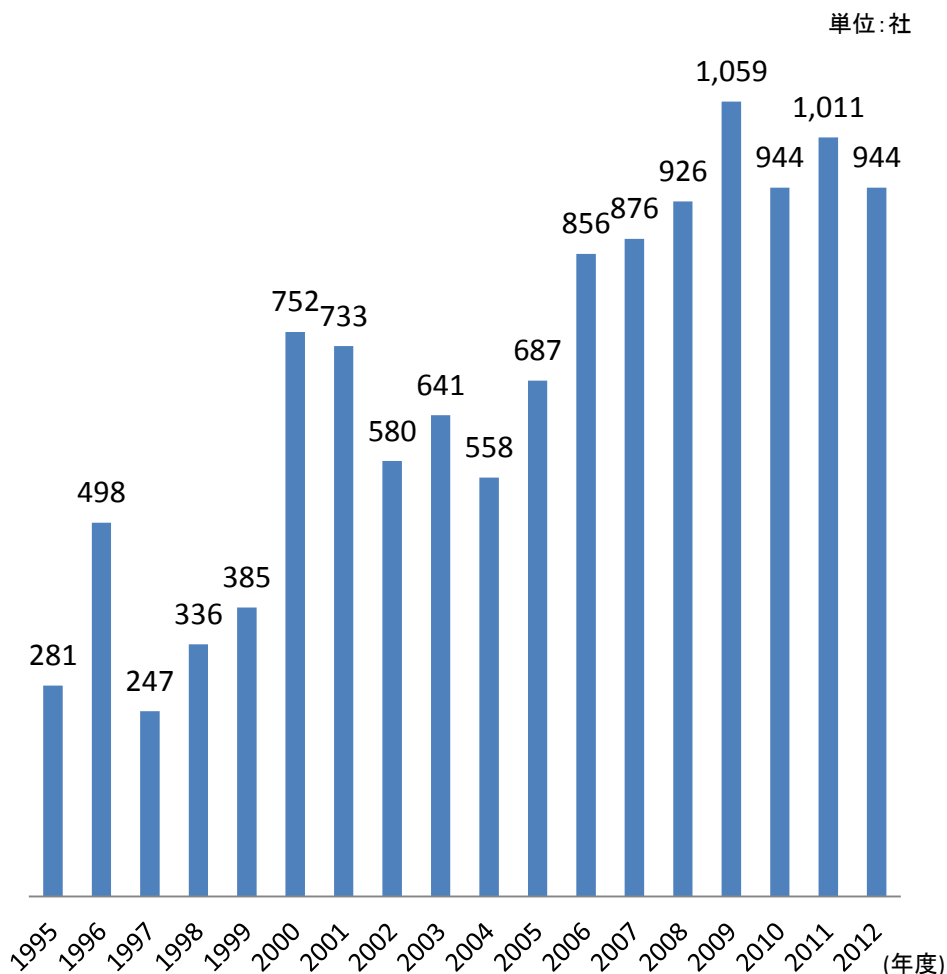
(参考2) 特許情報のグローバルな交換

新興国(特に、中国)での出願増を踏まえ、進出先の権利調査に貢献する一方、模倣のきっかけになるとの指摘も存在

5大知財大国における特許情報交換の歴史

平成 7(1995) 年	USA→世界 特許情報公開開始(英語)【USPTO Databaseにより】
平成 8(1998) 年	EU→世界 特許情報公開開始(英語)【Espacenetにより】
平成 9(1999) 年	日本→世界 特許情報公開開始(日本語)【IPDL(特許電子図書館)により】
平成17(2005) 年	日本→USA(抄録のみ) 機械翻訳機能提供(英語)【PAJ(patent abstract of Japan)により】
平成26(2014) 年	EU→日本、中国、韓国 機械翻訳機能提供(各国語)【google 社協力により】

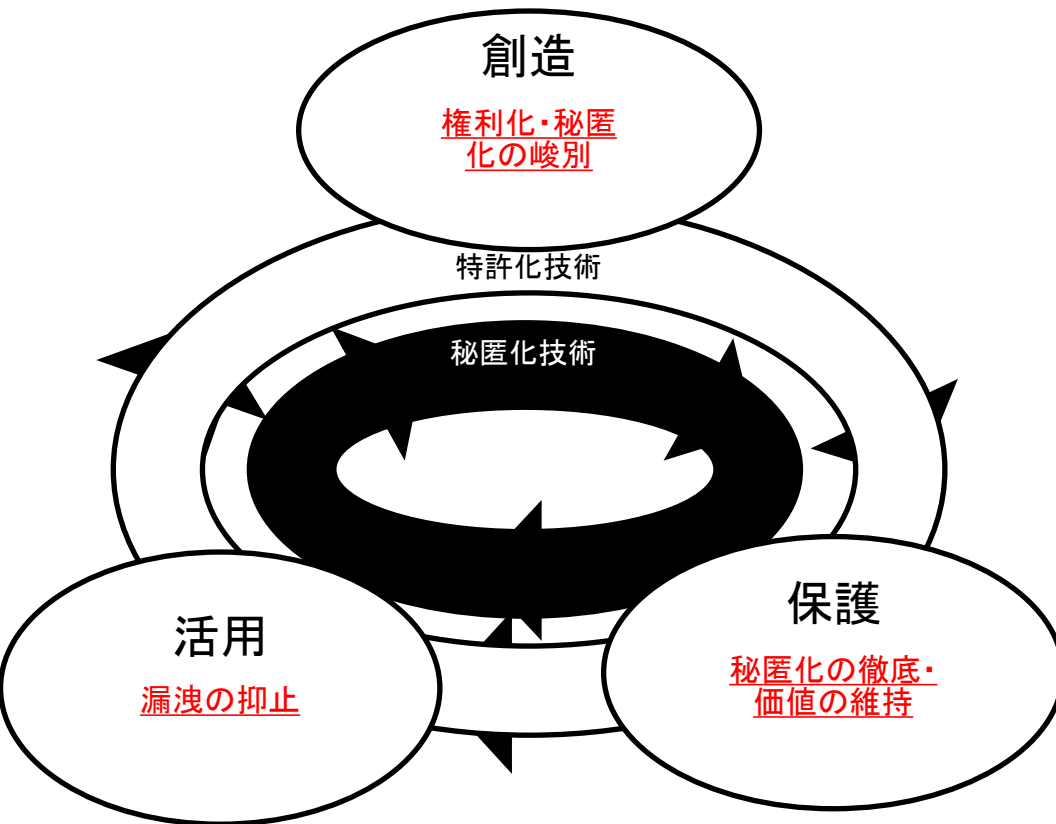
模倣品の被害社数(2000~2012)



出典: 特許庁 『2013年度模倣被害調査報告書』

3-1 営業秘密保護－「知的財産サイクル」の強化

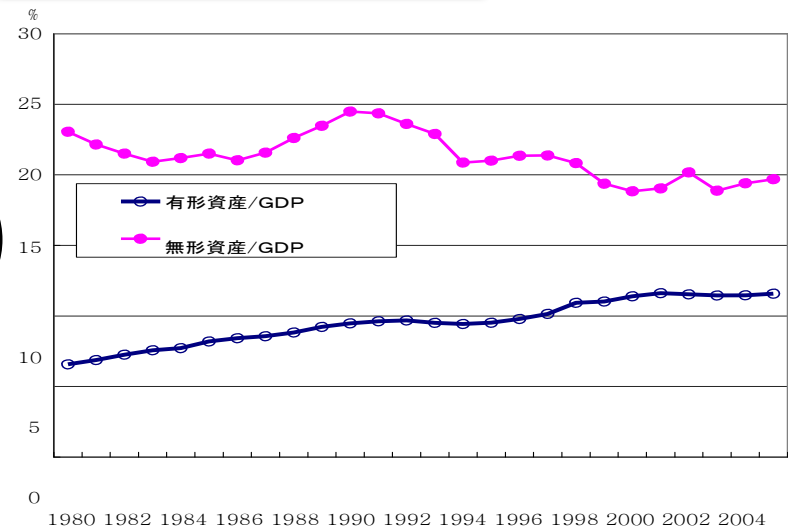
無形資産(その多くは技術・ノウハウなど営業秘密)は競争力の源泉
技術の秘匿－営業秘密保護を含む知的創造サイクルの再構築を推進



米国の有形資産投資比率

- 米国トップ500社における企業資産の内容分析では、平均80%以上が無形資産から構成
(出典:「なぜ、日本の知財は儲からない」ヘンリー幸田(著))
- 企業の保有する有価場法資産の2/3～80%は営業秘密
(出典:「The Value Of Corporate Secrets」(March 2013))

日本の有形資産投資比率推移



出典: Fukao et al. (2009)

(参考3) 不正競争防止法における営業秘密保護

自社の努力の結果への他社のフリーライドを不正競争として規律

営業秘密の定義

有用性

有用な営業上の情報であること。
(紙、プログラム、化体した金型など様々な形態)

- ・設計図、製法、製造ノウハウ
- ・顧客名簿、仕入先リスト
- ・販売マニュアル
- ・社員情報、取引先・下請先の財務・非財務の情報



- ・有害物質の垂れ流し、脱税等の反社会的な活動についての情報は、法が保護すべき正当な事業活動ではなく、有用性があるとはいえない

非公知性

保有者の管理下以外では、一般に入手できないこと。



- ・第三者が偶然同じ情報を開発して保有していた場合でも、当該第三者も当該情報を秘密として管理していれば、非公知といえる。



- ・刊行物等に記載された情報

秘密管理性

秘密として管理されていること

➤ アクセス制限

➤ 行為者の認識

例) ファイルを暗号化、専用の保管庫の利用等により特定の者以外の者はアクセスを制限

不正競争防止法上の措置

※注 民法、刑法の特則としての位置づけ

刑

事

- 図利・加害目的の不正な取得・使用又は開示行為を
処罰 (10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、法人重課3億円)
(21条)

民

事

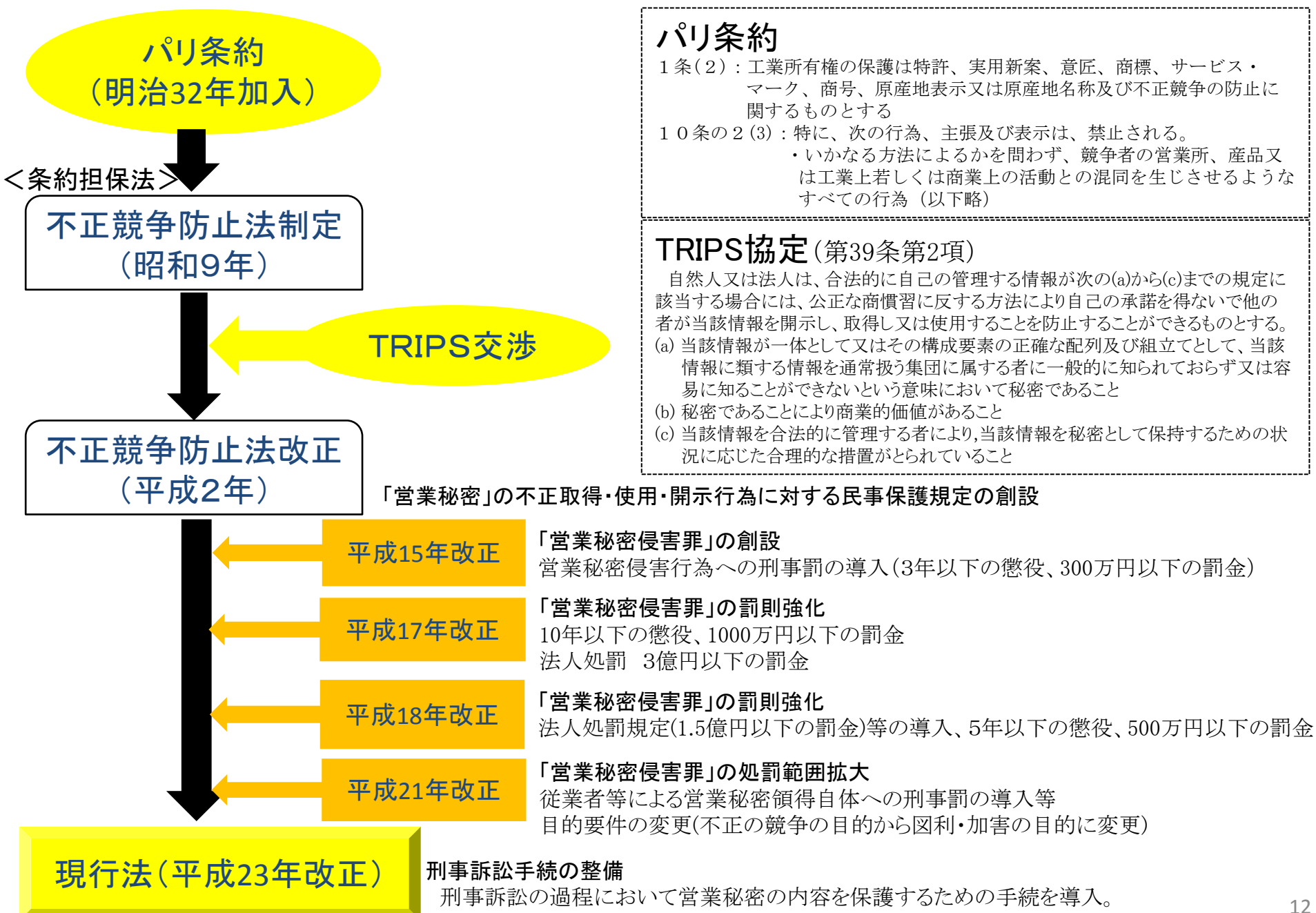
- 侵害の差止・予防、賠償、信用回復措置 (3条、4条)
- 被告に対する具体的態様明示義務 (第6条)
(被告が原告の営業秘密(例: 物の製造方法)を侵害したとの原告の主張を否認する場合、自己の行為(原告営業秘密とは異なる別の製法)を明示、(第6条))
- 損害額の推定 (第9条)
- 秘密保持命令 (準備書面等に営業秘密が記されている場合、10条)

刑事訴訟手続の特例

- 公判における営業秘密の記号等による呼称 (第23条第4号)
- 公判期日外の証人尋問等 (第26条)

※注 営業秘密に該当しない情報の漏洩、使用であっても、民法 (不法行為等) による責任追及が可能な場合もある。 (金銭補償が原則)

(参考4) 営業秘密保護法制の沿革



3-2 営業秘密の保護強化—今後の対応の全体像

	企業の取組支援	制度的対応
全体	官民での情報共有・戦略の対応	
創造	ワンストップ支援 (特許庁) 中小企業等に対する支援	「営業秘密管理指針」の改訂 ①「新指針」(法解釈) ②「営業秘密管理マニュアル(「有事」対応を含むベストプラクティス)」
保護	○専門家による相談 —技術の権利化・秘匿化 —営業秘密の管理方法 —漏洩時の対応	
活用	○原本証明制度の検討 ○普及啓発 (全国57箇所の「知財総合支援窓口」も活用)	制度整備 主な検討事項 【刑事】 ○営業秘密侵害罪の非親告罪化 ○罰則のあり方 【民事】 ○営業秘密侵害物品の輸入差止め ○時効・除斥期間の延長 ○営業秘密侵害訴訟における立証負担軽減 等

3-3 今後の対応① 営業秘密保護のための官民での戦略の検討

人事・労務、情報セキュリティ、知財など官民一丸となった全社横断的な取組が必要

米国FBIが構築する 民間企業とのパートナーシップ

インフラガード (InfraGard)

- ・ テロ、サイバー犯罪等、主要な犯罪に対する情報共有を図るための官民パートナーシップ。
- ・ メンバーは、その財産を保護できるような情報にアクセスすることができる代わりに、政府がテロその他の犯罪を防止し対処できるような情報を提供。
- ・ 全米56カ所の支部を有し、約55,000人以上のメンバーが参加。

ビジネス・アライアンス・イニシアチブ

- ・ 海外からの諜報活動等の脅威から民間企業を守るために官民連携した広範な取組。
- ・ 特定の脅威に関する情報の提供、企業の対諜報活動に対する脆弱性評価の実施。
- ・ 企業に対し、疑わしい出来事があれば通報、必要なセキュリティ手続きを実施する等の協力を呼びかけ。

知的財産脅威スモールワーキンググループ

- ・ 知的財産の不正取得に関する関係構築及び情報交換強化のため、フォーチュン100社該当企業のセキュリティ對抗責任者との間でパートナーシップを構築。
- ・ 2011年2月にキックオフイベントを実施。
- ・ 民間企業のリーダー向けに啓発用のプレゼンテーションを作成。

情報共有・戦略立案

普及・啓発

最新手口に関する
情報共有

官民フォーラム
(仮称)

中小企業等に対する
普及・啓発

各種セミナー
(特許庁・IIPPF等)

情報収集

各種相談
(知財総合支援窓口等)

3-4 今後の対応② 営業秘密管理指針の改訂

営業秘密管理指針：企業の営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できるための参考として、平成15年1月に策定。

営業秘密管理指針（抜粋）（平成15年1月30日）（最終改訂平成25年8月16日）

（媒体の物理的管理方法）

＜一般的な管理方法＞

（保管）

- 施錠可能な保管庫（金庫、キャビネット等）に施錠して保管する。
- ※実際に施錠管理をしていることが必要（利用時のみ又は業務時間のみ開錠するなど）であって、施錠できる保管庫であっても常に開錠している場合は適切とはいえない。

（持ち出し・複製の制限）

- 媒体の持ち出しや複写、複製を一律に禁止する。
- アクセス権者による媒体の持ち出しを認める場合には、責任者の許可を必要とする。
- アクセス権者による媒体の持出を認める場合には、持出の期間や場所の制限（自宅への持ち帰りの禁止等）を行う。
- アクセス権者による媒体の持ち出しを認める場合には、施錠付きの鞆等に入れてその者自らが携行し、手元から離さないこととする。
- 複写を認める場合には、責任者の許可を必要とする。

（回収・廃棄）

- 営業秘密が記載された資料は配布後、適切に回収する。
- 営業秘密が記載・記録された媒体が不要となったときは、適宜又は定期的に廃棄する。

＜高度な管理方法＞

（持ち出し）

【記録媒体（可搬記録媒体〔USBメモリ、DVD等〕やノートパソコンの持ち出しにより、これに記録された営業秘密を持ち出す必要がある場合）】

- ・暗号化機能（ハードウェア実装が望ましい）や生体認証機能（指紋認証、顔認証、静脈認証等）等の機能を有した可搬記録媒体やノートパソコンを利用する。
- ・遠隔操作によるデータ消去機能を有するノートパソコンを利用する。
- ・記録媒体に含まれる情報全体を暗号化するソフトウェアを利用して暗号化する。
- ・記録媒体に情報を記録せず、外部から自社のサーバーに直接アクセスする（ただし、社内でのアクセス制限と同様の、人的・物理的・技術的管理が必要。）。

（複製）

- ・書類について、コピー偽造防止用紙（コピーできないものや浮き出し文字によって不正コピーであることを明らかにするものなどがある。）を使用する。
- ・電子情報を書類に印字出力するに際し、ICカードと複合機とを連動させることによって、利用者制限、枚数管理などを実施する。
- ・（サーバー上のデータをクライアント端末に保存することを防ぐため）パソコンをシンクライアント化する。

（廃棄）

- ・専門処理業者に依頼して溶解処分をする。
- ・シュレッダーにより書類を廃棄処理する際、書類に付加されたデジタル透かし情報を確認し、廃棄期限が到達しているもので廃棄されていないものがないか確認する。

＜産業界からの指摘＞

・「秘密管理性」について判例が非常に厳しい認定。被害回復や刑事事件化における高い障壁となっている。

・「営業秘密管理指針」には多岐にわたる事項が網羅されているが、どのように実践すれば秘密管理性が認められるのか不明確。秘密管理性を認定されるために企業が最低限なすべき事項を明確に示すことが必要。

見直しの方向性

○「新指針」（法解釈）

「アクセス制限」等について行政としての解釈

○「営業秘密管理マニュアル」

技術の発展、問題事例等に応じた営業秘密の管理方法（取引先・従業員対応、情報セキュリティ）、「有事」対応

3-5 今後の対応③営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備

INPIT(工業所有権情報・研修館)・全国の知財総合支援窓口※を活用

(57箇所(平成26年9月現在)。既に特許の出願・侵害の相談など年間148,770件の相談に対応(H25年度))

相談・助言

～各地の中小企業等が気軽に専門家に相談できる体制整備

2014年度から順次

①「オープン」「クローズ」の選択

②「クローズ」技術の管理(価値を守る)

従業員との秘密保持契約、情報システムの効率的利用 情報セキュリティについてIPA(情報処理推進機構)と連携

③「有事対応」

現実には漏洩した場合の民事・刑事対応－相談者の希望に応じ、捜査当局に連絡。

漏洩時の「備え」

～原本証明制度。技術盗取等への備え・「タイムスタンプ」の活用

2017年度を目指す

秘匿技術が窃取されたり、特許権を取得された場合の「先使用权」主張の手段

(参考) 先使用权: 自社の発明を秘匿化した後、第三者が別途、同様の発明について特許を取得した場合に、自社が引き続き当該発明を使用できる制度(特許法79条)

民間事業者によるタイムスタンプ(※)を活用

※注 タイムスタンプ: その時刻にそのデータが存在したこと及び現在まで改ざんされていないことの 第三者による証明。我が国では、一般社団法人日本データ通信協会の認証を受けた事業者が現在4社存在(平成26年9月現在)。

中小企業へ啓発

2014年から順次

○定期セミナーの開催、eラーニング等による広報・教育活動

○ホームページ上での情報発信(10月より開始予定)

(参考6) 企業における営業秘密管理対策 (イメージ)

企業規模、業種、情報内容によって異なる。現場に根付くことが重要

特定

営業秘密の特定

- (例) ・社内にある情報のうち、外部に漏洩しては困る情報を特定(「設計図面」「生産手順書」などコストをかけて開発した情報で競争力に影響するもの)。
・営業秘密と分かるよう、「秘」などの表示。

管理

物理的・技術管理

- (例) ・ファイルへアクセスできる者を制限する
・USBメモリの取扱。添付ファイル付きメールの容量制限。
・社員の業務に応じたログの保存
・業務上関係のないWebページへのアクセス制限、ソフトウェアのインストール制限
・外部者の入退館の制限

人的管理

- (例) ・従業員の秘密保持義務(就業規則等)
・営業秘密に関するルール徹底(研修等)
・秘密保持契約締結の上でのノウハウ等の開示
・特に重要な取引先について情報セキュリティ監査

監査

管理状況の監査

- (例) ・管理ルールが守られているか、定期的に監査を実施
・証拠確保、社内規程による処分、民事・刑事面での対応 等

3-6 今後の対応④ 制度整備の検討（主な検討事項）

産業界等と連携してスピード感をもって制度整備を進める

刑事規定

○営業秘密侵害罪の非親告罪化（現行：親告罪）

○罰則のあり方

（現行：10年以下の懲役、1000万円以下の罰金（法人重課3億円）

等

民事規定その他

○営業秘密侵害物品の輸入差止め（現行：規定なし）

○時効・除斥期間の延長（現行：3年、10年）

○営業秘密侵害訴訟における立証負担軽減
（「推定」規定によって立証責任を転換する可能性）

等

さらなる検討事項

○国際裁判管轄・準拠法

○さらなる罰則強化・見直し

○さらなる証拠収集手続の強化・多様化

※注 これらのほか、刑事司法制度の見直し（「捜査・公判協力型協議・合意制度」等）も影響大。

（参考）『知的財産推進計画2014』（平成26年7月 内閣官房知的財産戦略本部）

我が国における流出の実態と課題に照らし、更に実効的な抑止力を持つ刑事規定の整備、実効的な救済（損害賠償・差止）を実現できる民事規定の整備を実現するため、その内容と実現スピードの適切なバランスを考えつつ、優先すべき事項から法制度の見直しを進めていく。

例えば、刑事規定については非親告罪化や罰金の上限の引上げ等、民事規定については立証負担の軽減等、その他については水際措置の導入等、知財関連法制の範囲で検討できる事項については、早急に産業界のニーズや実態を踏まえ、次期通常国会への法案の提出も視野に、スピーディーに検討を進めていく。

(参考7) 米国・EUの営業秘密保護に向けた取組

米 国

「営業秘密侵害を低減するための 米国政府戦略」(2013年2月)

ADMINISTRATION STRATEGY ON MITIGATING THE THEFT OF
U.S. TRADE SECRETS

(1) 海外における営業秘密保護のための外交上の取組

- ・他国に対する営業秘密保護の働きかけ
- ・外交ツールの活用
(ex. スペシャル301条、TPP等)
- ・法執行に係る国際連携、他国の人材育成、国際組織との連携

(2) 企業による自己防衛の促進

- ・企業がベストプラクティスを促進することに対する政府の支援

(3) 司法当局による捜査や摘発

- ・国土安全保障省の法執行部門と司法省との連携
- ・国家情報長官による民間企業への、侵害行為の特定や予防についての情報提供

(4) 法改正の検討

- ・経済スパイの量刑引上げの提言(2011/3)を踏まえた検討

(5) 広報・啓発活動



E U

統一ルール策定に向けた動き

<背景>

○EU域内には「営業秘密」の統一的な定義が存在。

※1 EU加盟国の中では、営業秘密保護に関する特別法/特別規定を制定している19カ国中11カ国だけが営業秘密を定義している。

※2 ある調査によれば、EUの5分の1の企業が直近10年間に営業秘密侵害事案に直面。別の調査によれば、2013年には25%の企業が情報漏えいがあったと報告(2012年の18%から上昇)。
(EUのプレスリリースより)



未公開のノウハウ及び営業情報の不正取得、使用及び開示に対する保護に関する欧州議会及び理事会指令案(2013年11月)

- ・ 営業秘密の定義(第2条)
- ・ 営業秘密の不正な取得、使用及び開示行為(第3条)
- ・ 裁判手続きにおける営業秘密秘匿措置(第8条)
- ・ 暫定救済措置(第9条)
- ・ 差止・是正措置(第11条)

※本年5月にEU理事会が承認。今後、欧州議会での審議・採択を経て施行が見込まれる(時期未定)

(EUのプレスリリースより)

(参考8) 営業秘密侵害に係る刑事・民事制度の各国比較

			日本 (不正競争防止法)	米国 (経済スパイ法)	韓国 (不競法、産業技術流出防止法)	ドイツ (不正競争防止法)
刑事	処罰範囲		取得・使用・開示 (二次取得者まで)	取得	取得・使用・開示	取得・使用・開示
	国外犯の取扱い		使用・開示	・国民の国外犯 ・米国において侵害行為の助長がなされた場合	・国民の国外犯 ・韓国企業に対して犯罪行為がなされた場合	取得・使用・開示
	自然人	懲役	10年以下	10年以下 (外国政府・機関に便益を与えるために営業秘密を取得した場合については、15年以下)	5年以下 (外国で使用する目的での漏えいの場合は10年以下)	3年以下 特に重大な事例(次のいずれか)に該当する場合は5年以下 ①職業上行う場合 ②開示の場合にはその秘密が外国で利用されるであろうことを知っていた場合 ③第2項第2号に基づく使用を自らが外国で行う場合
		罰金	1000万円以下	25万ドル(量刑ガイドライン) (外国政府・機関に便益を与えるために営業秘密を取得した場合については、500万ドル以下)	5000万ウォン(約500万円)以下 ただし、違反行為による利得額の10倍が5000万ウォンを超える場合は、不当利得額の2～10倍以下 (外国で使用する目的での漏えいの場合は1億ウォン(約1000万円)以下)	上限の法定なし
	法人重課	罰金	3億円以下	500万ドル(約5億円)以下 (外国政府・機関が関与する場合については、1000万ドル又は不当利得額の3倍以下)	×	100万ユーロ(約1.3億円)以下
	非親告罪		×	○	○	○ (ただし、訴追に特別の公共の利益がある場合は不要)
	秘密管理要件		「秘密として管理されている」	「秘密性の保持のために、当該状況のもとにおいて合理的な努力の対象となっている」	「相当な努力によって秘密として維持されている」	「当該企業的意思に従って秘密として守られていること」
民事	営業秘密侵害物品の輸入禁止		×	○	○	○
	企業に対する流出防止義務		×	×	政府が指定する国家核心技術(8分野58技術)について、保有企業に対して流出防止に向けた保護措置、輸出等の事前承認を義務づけ<産業技術流出防止法>	×